

事 務 連 絡

平成 23 年 11 月 7 日

各

(都 道 府 県)	衛生主管部（局）御中
	保 健 所 設 置 市		
	特 別 区		

厚生労働省健康局結核感染症課

麻疹に関するガイドラインについて

日頃より感染症対策へのご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

麻疹については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 12 条第 1 項に基づき、全数把握対象疾病として把握しており、患者が発生した場合には、「麻疹の検査診断について（健感発 1111 第 2 号平成 22 年 11 月 11 日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知）」により、麻疹患者の発症早期の検体を可能な限り確保して遺伝子検査を実施し、麻疹の正確な診断に努めるほか、必要な疫学調査を行い、適切な対策を講じていただくようお願いしております。

今般、国立感染症研究所感染症情報センターから、「医師における麻疹届出ガイドライン 第三版」、「医療機関での麻疹対応ガイドライン 第三版」、「麻疹排除に向けた積極的疫学調査ガイドライン 第三版」が作成され、公表されました。

貴管内医療機関に対しても、ガイドラインについて周知をしていただき、一層の麻疹対策を進めていただくよう、お願いいたします。

国立感染症研究所感染症情報センター ホームページ

<http://idsc.nih.go.jp/disease/measles/04.html>